

株式会社ベイシア電器に対する勧告について

令和8年6月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、株式会社ベイシア電器（以下「ベイシア電器」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第2項及び第4項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	4070001004808
名称	株式会社ベイシア電器
本店所在地	前橋市亀里町900番地
代表者	代表取締役 平井 雅丈
事業の概要	家庭用電気機械器具等の小売業等
資本金	2億円

違反事実の概要	<p>ベイシア電器は、エアコンの設置等の工事等の業務を特定受託事業者に委託していた（以下「本件業務委託」という。）ところ、</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定受託事業者10名に対し本件業務委託をした際に、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかった。2 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者17名に対する報酬の額から、「事務手数料」、「業務委託管理料」又は「照合明細費用」として計2,472,995円を差し引いた。^(注1)3 特定受託事業者10名に対する報酬の額について、エアコンの設置等の工事の実施に係るコスト上昇分の報酬の額への反映の必要性に関する当該事業者との十分な協議を行うことなく、一方的に、従来どおりに報酬の額を定めた。^(注2)
勧告の概要	<p>ベイシア電器は、今後、報酬の額を減じないこと</p> <p>ベイシア電器は、今後、特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めないこと等</p>
参照条文	<p>フリーランス・事業者間取引適正化等法</p> <p>第4条第5項（期日における報酬支払義務）</p> <p>第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）</p> <p>第5条第1項第4号（買ったたきの禁止）</p>

(注1) なお、ベイシア電器は、令和8年6月12日、特定受託事業者に対し、減じた額を支払った。

(注2) なお、ベイシア電器は、令和8年6月12日、特定受託事業者に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで報酬を引き上げて定め、当該引き上げ分相当額を支払った。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第四上席取引適正化検査官
電話 03-3581-2025（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

株式会社ベシシア電器に対する勧告(概要)

【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



業務委託の内容

顧客から請け負ったエアコンの設置等の工事、パソコンの設定等のサポート、トイレ等のリフォーム工事に係る業務等



フリーランス(18名)
(特定受託事業者)

(株)ベシシア電器
(特定業務委託事業者)

違反行為の概要

- 1 特定受託事業者10名に対し、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。(注1)
- 2 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者17名に対する報酬の額から、「事務手数料」等として、計2,472,995円を差し引いた。(注2)(注4)
- 3 特定受託事業者10名に対し、エアコンの設置等の工事を委託した際に、当該業務に係るコスト上昇分の報酬の額への反映の必要性に関する当該事業者との十分な協議を行うことなく、一方的に、従来どおりに報酬の額を定めた。(注3)(注5)



勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ① 取締役会の決議(今後、支払期日までに報酬を支払うこと、報酬の額を減じないこと、買ったたきを行わないこと等を確認)
- ② 特定受託事業者との取引について、期日までの報酬の支払及び減額の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ③ 研修を行うなど、社内体制を整備する など

(注1) 期日における報酬支払義務

給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。

(注2) 報酬の減額

特定受託事業者に責任がないのに、報酬の額を減じてはならない(法第5条第1項第2号)。

(注3) 買ったたき

特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めてはならない(法第5条第1項第4号)。

(注4) (株)ベシシア電器は、令和8年6月12日、特定受託事業者に対し、減じた額を支払った。

(注5) (株)ベシシア電器は、令和8年6月12日、特定受託事業者に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで報酬を引き上げて定め、当該引き上げ分相当額を支払った。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的 (第1条)

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象 (第2条第1項、第5項、第6項)

フリーランス : 「特定受託事業者」

発注事業者 : 「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為 (第3条～第5条、第12条～第14条、第16条)

本法の規制は、**取引の適正化** と **就業環境の整備** の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者(業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)

イ 発注事業者(特定業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)

ウ 発注事業者(特定業務委託事業者)が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為 (第5条)

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務 (第13条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務 (第16条)

(4) 違反への対応 (第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条)

報告徴収・立入検査(第11条および第20条)

指導・助言(第22条)

中小企業庁の措置請求(第7条)

勧告(第8条及び第18条)

命令・公表(第9条および第19条)

罰金・過料(第24条～第26条)

※報復措置の禁止 (第6条第3項および第17条第3項)

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であつて、従業員を使用しないもの
- 二 法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 （略）
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に関務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 （略）
- 二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（報酬の支払期日等）

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2～4 （略）

5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 （略）

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当

する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 (略)

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三 (略)

四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 (略)

2 (略)

(勧告)

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5・6 (略)

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令(令和六年政令第二百号)(抄)

(法第五条第一項の政令で定める期間)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

公取適第683号
令和8年6月24日

前橋市亀里町900番地
株式会社ベイシア電器
同代表者 代表取締役 平井 雅 丈

公正取引委員会
同代表者 委員長 茶谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、株式会社ベイシア電器（以下「ベイシア電器」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第2項及び第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 ベイシア電器は、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 次の事項を取締役会の決議により確認すること
 - ア 別表5の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした際に、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の支払期日までに報酬を支払わなかったことは、同条第5項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

- ウ 別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から次の(ア)から(ウ)までの額を減じた行為は、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- (ア) 「事務手数料」の額
 - (イ) 「業務委託管理料」の額
 - (ウ) 「照合明細費用」の額
- エ 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと
- オ 別表4の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、エアコンの設置等の工事の実施に係るコスト上昇分の報酬の額への反映の必要性について、当該事業者と十分な協議を行うことなく、一方的に、従来どおりに報酬の額を定めた行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- カ 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、当該特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めないこと
- (2) 令和8年1月1日から令和8年6月24日までの間に、別表1から別表5までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした内容と同種又は類似の内容の業務委託をした特定受託事業者に係る取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第

5 項、第 5 条第 1 項第 2 号及び同項第 4 号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化のために必要な措置を講ずること

- (3) 今後、以下について、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

ア 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 1 項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

イ 特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと

ウ 特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めないこと

- 2 ベイシア電器は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記 1 に基づいて採った措置

- 3 ベイシア電器は、次の事項を取引先特定受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記 1 及び 2 に基づいて採った措置

- 4 ベイシア電器は、前記 1 から 3 までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

- 1 (1) ベイシア電器は、肩書地に本店を置き、家庭用電気機械器具等の小売等を行う法人たる事業者であって、二以上の役員があり、従業員を使用している。
 - (2) 別表1から別表5までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、個人であって、従業員を使用していない又は法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用していない。
 - (3) ベイシア電器は、別表1から別表5までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、顧客から請け負ったエアコンの設置等の工事、パソコンの設定等のサポート、トイレ等のリフォーム工事に係る業務等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。
- 2 ベイシア電器は、令和6年11月1日から令和7年12月31日までの間、別表5の「特定受託事業者」欄記載の事業者10名に対し本件業務委託をした際に、報酬の額が5万円未満の場合には、当該事業者から要請があった場合を除き、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかった。
- 3 (1) ベイシア電器は、別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者17名、別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者16名及び別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者2名に対し、各表の「業務委託の期間」欄記載の期間における本件業務委託を行った。
 - (2)ア ベイシア電器は、令和6年11月1日から令和7年12月31日までの間、別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者17名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、前記(1)の委託に係る当該事業者に対する報酬の額から、「事務手数料」として同表の「減じた額」欄記載の計143,440円を差し引いた。
 - イ ベイシア電器は、令和6年11月1日から令和7年12月31日までの間、別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者16名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、前記(1)の委託に係る当該事業者に対する報酬の額から、「業務委託管理料」として同表の「減じた額」欄記載の計1,953,919円を差し引いた。
 - ウ ベイシア電器は、令和6年11月1日から令和7年12月31日までの間、別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者2名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、前記(1)の委託

に係る当該事業者に対する報酬の額から、「照合明細費用」として同表の「減じた額」欄記載の計375,636円を差し引いた。

- 4(1) ベイシア電器は、別表4の「特定受託事業者」欄記載の事業者10名に対し、同表の「業務委託の期間」欄記載の期間における本件業務委託を行った。
 - (2) ベイシア電器は、令和6年11月1日から令和7年12月31日までの間、別表4の「特定受託事業者」欄記載の事業者10名に対し本件業務委託をした際に、前記(1)の委託に係る当該事業者に対する報酬の額について、エアコンの設置等の工事の実施に係るコスト上昇分の報酬の額への反映の必要性に関する当該事業者との十分な協議を行うことなく、一方的に、従来どおりに報酬の額を定めた。
- 5 本件に関し、ベイシア電器は、次の対応を採っている。
- (1) 前記3(2)の行為に関し、令和8年6月12日に、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、同各表の「減じた額」欄記載の額を支払った。
 - (2) 前記4(2)の行為に関し、令和8年6月12日に、別表4の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、同表の「支払った額」欄記載の額を支払った。

第2 法令の適用

前記事実によれば、別表1から別表5までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者に、本件業務委託は、同条第3項に規定する業務委託に、ベイシア電器は、同条第5項に規定する業務委託事業者及び同条第6項に規定する特定業務委託事業者に、それぞれ該当するところ

- 1 ベイシア電器の前記第1の2の行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定より定められた支払期日まで報酬を支払わなかったものであり、同条第5項の規定に
- 2 ベイシア電器の前記第1の3(2)の行為は、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じたものであり、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に
- 3 ベイシア電器の前記第1の4(2)の行為は、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、特定受託事業者の役務の提供の内容と同種又は類似の内容の役務の提供に対し通

常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めたものであり、同条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定にそれぞれ違反するものである。

よって、ベisia電器に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第2項及び第4項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】